

令和5年度 附属小学校 学校経営計画

I. 大学の中期目標（附属学校について）2022（令和4）年度～2027（令和9）年度

(A) 【附属学校園の取組】

1. それぞれの年齢段階に応じた特色ある教育モデルに関する研究・実践を行うとともに、社会貢献及び学校教育水準の高度化等に資するため、その成果を社会に発信する。

（I-4 教育研究の質の向上に関する事項【K19】）

2. 大学と附属学校園が緊密に連携する「オールお茶の水」体制のもとで、連携を推進するための体制や教育研究環境の整備を図りながら研究や取組を協働して進め、学生の実習や教員の研修を行うとともに、先導的な教育モデルや教材等の開発及びそれらの成果の発信を進める。

（I-4 教育研究の質の向上に関する事項【K19】）

(B) 【その他、大学の各機関と連携した取組】

1. 大学入学前からの総合知育成モデルの探究において大学と協働する。 （前文）大学の基本的な目標3）
2. コンピテンシー育成を柱とする幼児期から大学卒業までの段階的教育モデルの開発・実践・発信においてコンピテンシー育成開発研究所と協働する。 （I-2 教育研究の質の向上に関する事項【K5】）
3. 理系人材育成プログラムの開発において理系女性育成啓発研究所と連携する。 （I-2 教育研究の質の向上に関する事項【K5】）
4. 今後発生が想定される自然災害に備え、大学とともにお茶の水女子大学防災計画の適切な運用を行う。

（X-4 安全管理に関する計画）

II. 附属小学校の教育目標 『自主協同』

具体的なめあて

- 自分で考えて正しく判断し、進んで行動する子を育成する。
- 自然と人間を大切にし、情操の豊かな子を育成する。
- 健康で、気力体力が充実し、意志の強い子を育成する。

III. 附属小学校の学校経営方針

1. 使命（ミッション）

- ① 初等教育の目的を達成する。
- ② 新しい初等教育の在り方に関する理論と実践及びその実証的研究を行う。
- ③ 教育実習を実施し、大学の教員養成に附属学校としての役割を果たす。
- ④ 研究の成果を公開する。

2. 展望（ビジョン）

- ① 学校教育法第17条に規定する目的を達成するため、児童期の特性をふまえ、発達に即して教育を行う。教育課程の運用にあたっては、常に児童の心身の状況に適合するように教育上適切な配慮をする。
- ② 初等教育全般の諸々の課題について、その改善に資する研究を実証的かつ先進的に行う。大学各学部の教員および学内各附属学校園等との共同研究、さらに外部諸機関への協力研究などを組織的に計画・実施する。
- ③ お茶の水女子大学において教職課程を履修し、小学校教諭を目指して教育実習を希望する学生のために、4週間の教育実習を行う。また、栄養教諭を目指して教育実習を希望する学生のために、1週間の事前実習と1週間の教育実習を行う。教育実習を希望する卒業生や他大学から依頼のあった学生に対しても教育実習を行う。また、インターンシップを希望する学生に対しても実地指導を行う。
- ④ 研究成果の発表及び全国の教育関係者との交流の場として「第86回教育実際指導研究会」を開催し、授業

に即して研究成果を発表し協議する。また、研究紀要の作成を行う。

3. 目標（ゴール）

① 教育課程

社会を主体的に担う市民を育成するため、自ら学びを構想し、能動的に学ぶ新領域「てつがく創造活動」を中核に据え、メタ認知スキルや社会情意的スキルを育成する教育課程を編成する。

② 学校運営

児童の安全・安心を最優先しながら有意義に開かれた学校づくりの学校運営体制をさらに充実させる。

③ 大学との連携

附属校園等と大学の連携研究を進めるとともに、教育実習や大学の講義担当、インターンシップやキャリア副専攻の実施、食育、現職研修への協力等を通じて、大学との連携を図る。

④ 社会貢献

国内外からの教育研究視察及び日常の学校参観や研修生の受け入れ、教育実際指導研究会の開催、現職研修、帰国児童教育支援、他機関との研究協力等を通じて社会貢献を果たす。

4. 経営計画（マネジメント・プラン）

(1) 学校経営重点課題

- 教育課程 2019年度より継続して文部科学省研究開発学校の指定を受けた研究を進める。
- 本校の特性や使命を保護者や児童、外部関係者に説明し、理解を得られるよう努める。
- 研究テーマの理念に合った学習活動や行事を展開する。
- 低学年教育課程と研究開発課題をふまえた教育課程の研究を行う。
- 児童の主体性を尊重しながら児童の自主的・協同的な活動を支える。

① 学校運営

- 各委員会や部会が定期的に課題に取り組むとともに、必要に応じてワーキンググループを設置し集中的に課題の解決にあたる。その過程や結果を職員会議等で全教職員に周知徹底し、充実を図るように努める。
- 仕事の合理化を図り、教職員の働き方改革に努める。
- 学校評議員会や学校関係者評価委員会での指摘や保護者アンケートの結果を、学校運営に反映する。
- 子どもの健康や安全に万全の注意を払い、全教職員が自覚と責任をもって取り組む。
 - ・校舎内外の安全点検
 - ・心身の健康状態の把握と対応
 - ・保護者や他機関と連携した安全のための組織作りとその運営

② 大学との連携

- コンピテンシー育成開発研究所等と協力し、附属校園等・大学の連携研究を進める。
- 小学校免許取得希望の他大学を含む学生に対し、適切な教育実習指導を行う。
- 実践研究の先進的な内容や指導法を生かしながら、大学の講義を担当する。
- インターンシップの目的を明示し、希望学生・院生を受け入れて指導する。
- 大学の調査研究に協力し、調査結果を教育活動に積極的に反映する。

③ 社会貢献

- 短期及び長期の研修生を受け入れ、ともに学び合いながら研修内容の充実を図る。
- 教育実際指導研究会を開催し、参加者が授業研究を深め自校の実践に生かせるような研究提案を行う。
- 大学及び附属校園等が連携し、現職の先生方に向けた情報発信を行う。
- 初等教育の拠点校として、大学の役割に積極的に協力する。また、外国からの研究者を適宜受け入れる。

- 学会や学校園，教育委員会など外部の教育研究諸団体とともに研究を深め，授業提案や指導講師として研究協力する。

(2) 各学年の目標

- 1年 ・いろいろなであいによって 生まれる問いをちがいによって りかいにむかう
- 2年 ・すなおな心 こせい豊かに やさしい気持ち かかわる学び
- 3年 ・「あっ！」とおどろき 「それはなんだ？」とかんがえて 「ふしぎ」をいっぱい楽しもう
- 4年 ・のりこえる強さをもつ どんどんチャレンジする かんきょうを自分たちで作る
- 5年 ・じっくりみちる まなび ゆっくりみちる せいかつ ゆたかにみちる こども
- 6年 ・じぶんでつくる みんなでつくる ーあそび・まなび・せいかつー

(3) 各校務分掌等の重点目標

① 総務部

- 学校説明会や入学検定の充実・効率化に向けて，他校園と連携しながらオンラインでの願書受付等の更なる改善を図る。
- 学校行事の意義を共通理解し，その充実を図るとともに，実施後の評価を行い，来年度以降の行事計画に生かす。
- 教育実習や栄養教育実習，インターンシップの内容や方法，指導のあり方について，大学とも連携しながら検討・改善を行う。
- 通知票や出席簿等の電子化において，さらなる有効活用を図り，児童指導に役立てる。指導要録等との連動，作業の効率化，児童指導への有効活用を図る。
- 事務の効率化及び情報の適切な公開・保護を図り，文書・書類を精選・管理する。

② 研究推進部

- 研究開発学校指定4年次として，新領域「てつがく創造活動」を中核に据えた，子ども自身が“学びをあむ”カリキュラムについて，以下の点を重点課題としながら研究をまとめる。
 - ・新領域「てつがく創造活動」の内容構造ならびに，活動に伴走する教師の役割を明確化する
 - ・子どもが自身の学びの評価者になる環境づくりを行う
 - ・中・高学年の活動や対話の実際やその差異から，メタ認知スキルや社会情意的スキルの育ちを検討した学習指導要領案を作成する
 - ・実践事例集等の作成を通して，子どもの学びをみとり，意味づけ，ともにてつがくする教師のあり方を問い直す
- 研究テーマ「学びをあむ」のもと，児童の発達段階を踏まえ，教科等と課題別の研究を深め，教育実践指導研究会で研究成果を発信する。

③ 教育環境部

(情報関係)

- 情報関連機器の刷新及び児童用 ICT 機器の授業での活用を図る。
- 教職員の情報セキュリティ意識の向上を図る。
- 緊急メールシステム (ANPIC) を活用し，安全体制を強化する。
- 大学と連携した学校ホームページの改善を行い，必要な情報を発信する。

(施設関係)

- 児童が安全に安心して学習・生活ができるように，校内環境整備と施設設備の安全管理に努め，合わせて，エネルギー節約とごみ排出の秩序維持に力を注ぐ。

- 東村山の郊外園栽培活動の支援をする。
- 芝生育成を機会に、広く校内環境を情操の面からも見直し、より一層の環境整備の契機とする。また芝生の校庭で身体を動かす機会を増やす。
- 芝生育成により地表表面温度を低下させ、夏の電力節約の一環とし、砂埃の減少化により一階教室の床をいためにくくする。

④ 児童指導部

- 児童の実態から重点目標を掲げ、児童に基本的な生活習慣を身につけさせる。
- 児童が時と場所を考え自ら判断し、行動ができるようにする。
- 避難訓練や通学班別会などを通して、安全指導の徹底を図る。
- 縦割り班活動をはじめとする異年齢交流活動を積極的に行い、関わりあいながらそれぞれにとって意味ある活動を行う。
- 健康診断結果や、お茶っ子相談室などの活用を通して、保健指導や心のケアの充実に努める。

⑤ 帰国運営委員会

- 帰国児童教育学級の入学検定方法の検討・入学検定の実施、帰国児童支援室の計画、実施をする。帰国児童教育学級合同保護者会を開催する。

⑥ 給食運営委員会

- 給食運営に際し、教員の意識を高め、給食を通しての食育がより効果的に行われるようにする。
- 給食施設及び運営の衛生管理を徹底し、その検査を定期的に行う。
- アレルギー対応やメニューの工夫など、児童にとっておいしく安全な給食を提供できるようにする。
- 給食管理全般の向上を目指し、改善・充実に努める。

⑦ 特別支援に関する校内委員会

- 特別な支援を要する児童の把握に努め、その課題を検討し、教員と支援員の連携を密にとりながら学校として適切な対応を行う。
- 教員と S.C.や S.S.W.等との連携を密にし、恒常的に校内委員会を開催する。
- 特別支援に関する研修会や巡回指導を計画、支援の必要な児童への理解を深め、指導に生かす。

⑧ いじめ防止対策委員会

- いじめを未然に防止するために児童への指導、教職員への研修、啓発などを行う。
- いじめを早期発見するために教職員で情報の共有、相談体制の充実、アンケート調査などを行う。
- いじめが起きた場合の教職員間での情報の共有、支援、指導方針、具体的な対応、役割分担などを決定し、保護者と協力して関係機関専門機関と連携して対応にあたる。